

被害者支援は地方自治体の責務

～みんなのための当然のセーフティネット施策～

明石市長 泉 房穂

一 はじめに（3つのポイント）

- 1 被害者支援は「誰のため」の施策か？
⇒ 明日被害に遭うかもしれない「すべての市民のため」の施策
(×すでに被害に遭った過去の被害者や遺族（少数者）)
- 2 被害者への責任は「誰が」果たすべきか？
⇒ 犯罪被害を防止できなかった「社会（行政）にも責任」がある
(×加害者のみ（加害者が第一次的な法的責任を負うのは当然）)
- 3 被害者支援における「行政の役割」は？
⇒ 被害者に近い行政である「自治体」こそが「寄り添える支援」に適している
(×司法の手續（被害者参加など）だけの問題ではない)
(×国による経済的支援（犯給法など）だけの問題でもない)

二 被害者施策の経緯と現状

- 1 被害者の決起と国民的な共感のひろがり
被害者による街頭活動などの展開（あまりに理不尽な制度に対する怒り）
- 2 犯罪被害者等基本法の制定（2004年12月1日）
①被害者の本来の権利の確立（×お涙頂戴のお恵みや施し）
②被害者支援の社会化（国のみならず、地方自治体や国民にも責務）
③支援の方向性の明記（相談・情報提供、福祉サービス、安全確保など）
- 3 制定時からの課題
①法的責務ではなく努力義務（条例を制定するか否かは自治体の判断）
②加害者からの賠償の問題（民事判決を得ても紙切れ、加害者の逃げ得）
③二次被害（マスコミの興味本位の報道、学校や職場の無理解など）
- 4、被害者支援の現状
いまだ道なかば（支援の地域格差も大きく、九州はこれからという段階）

三 明石市の取り組み

- 1 条例の制定（平成23年4月1日施行）
- 2 条例の改正（平成26年4月1日施行）
①総合的支援（心のケア、介護や保育への支援、転居費用や旅費の補助など）
②立替金制度の創設（賠償金を被害者に立替支給したうえで、加害者に求償）
③二次被害防止の明記（市の責務のみならず、市民にも責務）
- 3 二次被害（絶歌出版）に関する対応（平成27年6月）
- 4 条例の更なるバージョンアップ（支援充実化のための再度の改正）を予定

四 さいごに（4つのお願い）

- 1 被害者へのお願い：声をあげる大切さ
- 2 支援者へのお願い：連携強化と働きかけを
- 3 マスコミへのお願い：被害者目線での報道を
- 4 行政へのお願い：自治体の責務として、条例（総合支援条例）の制定を